

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分が修正部分)

修正後	修正前
<p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第九条の見出しを「(条例等)に基づく手続における情報通信技術の利用」に改め、同条第一項を次のように改める。</p> <p>地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則その他地方公共団体が行う施策の実施に関する指針、基準その他これらに類するもの(次項において「条例等」という。)に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第九条第二項中「実施する前項」を「講ずる第一項」に改め、「情報の提供」の下に、「技術的及び財政的援助」を加え、「講ずるよう努めなければならない」を「講ずるものとする」に改め、同項を</p>	<p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第九条の見出しを「(条例又は規則)に基づく手続における情報通信技術の利用」に改め、同条第一項を次のように改める。</p> <p>地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第九条第二項中「実施する」を「講ずる」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。</p>

同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2| 地方公共団体が条例等に基づく手続を手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、第十一条に規定する政令で定める書面等であつて当該条例等の規定において申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、地方公共団体が、同条の政令で定める措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができるときは、特別な事由がある場合を除き、添付することを要しない。

第九条を第十三条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 民間手続における情報通信技術の活用促進に関する施策

〔略〕

第六条第一項中「行政機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の

第三章 民間手続における情報通信技術の活用促進に関する施策

〔略〕

第六条第一項中「行政機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の

下に「当該法令その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、行政機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第九条とし、同条の次に次の一条、一節、節名及び一条を加える。

(適用除外)

第十条 〔略〕

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報記載された書面、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第四節 その他の施策

下に「当該法令その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、行政機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第九条とし、同条の次に次の一条、一節、節名及び一条を加える。

(適用除外)

第十条 〔略〕

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第四節 その他の施策

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第十二条 〔略〕

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができる機会の確保、当該援助を行うために必要な資質を有する者の確保及び配置その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

〔略〕

第一条の次に次の一条を加える。

(基本原則)

第二条 〔略〕

2 情報通信技術を活用した行政の推進は、個人情報保護に十分配慮するとともに、個人の権利利益が害されることのないよう配慮して行われなければならない。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第十二条 〔略〕

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

〔略〕

第一条の次に次の一条を加える。

(基本原則)

第二条 〔略〕

〔新設〕

(住民基本台帳法の一部改正)

第二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

〔略〕

（総務省への住民票コードの提供）

第三十条の四十四の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第一項又は第二項（番号利用法第二十六条及び第二十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める」を「次に掲げる」に、「その他の」を「その他」に

〔略〕

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

〔略〕

（総務省への住民票コードの提供）

第三十条の四十四の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第一項又は第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める」を「次に掲げる」に、「その他の」を「その他」に

改め、同項に次の各号を加える。

一 氏名

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第二項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

第二条第十四項中「並びに同条第八号」を「同条第八号」に改め、「条例事務関係情報提供者」の下に「並びに同条第八号の二に規定する行政機関等及び地方公共団体」を加え、「又は第八号」を「、第八号又は第八号の二」に改める。

第十九条第四号中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第七号中「限る」の下に「。第八号の二において同じ」を加え、同条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

（平成十四年法律第五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等（第二十六条の二において単に「行政機関等」とい

改め、同項に次の各号を加える。

一 氏名

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第二項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

〔新設〕

第十九条第四号及び第四十八条中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改める。

う。)が、政令で定めるところにより、情報提供者に対し、同法第十一条の書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、若しくは参照するために必要な別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合又は地方公共団体が、政令で定めるところにより、情報提供者に対し、同法第十三条第二項の書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、若しくは参照するために必要な同欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合又は地方公共団体の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

第四章第二節中第二十六条の次に次の一条を加える。

(第十九条第八号の二の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条の二 第二十一条(第一項を除く。)から第二十五条までの規定は、第十九条第八号の二の規定による行政機関等又は地方公共団体による特定個人情報の提供の求め及び情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改める。

附則

附則

(検討等)

第九条 [略]

2 [略]

3 政府は、国民が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により申請、届出その他の手続（以下この項において単に「手続」という。）を行うことを促進するため、当該方法による手続に係る手数料の費用効果分析の結果を踏まえた減額又は免除、当該方法による手続の処理に際しての優先的取扱いその他の優遇措置を講ずるものとする。

(関係法律の整備)

第八十三条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

(検討)

第九条 [略]

2 [略]

[新設]

[新設]